



島根県報

令和5年11月17日（金）

第 4 6 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類	（青少年家庭課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2

【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催	（畜産課）	2
------------------	-------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		4
---	--	---

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部）	4
--------------------------------------	--------	---

告 示**島根県告示第758号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和5年11月17日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16129	雑誌	月刊劇漫スペシャル 2023 11月号	榊竹書房	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16130	雑誌	裏モノ JAPAN11月号	榊鉄人社	
16131	コミック	愛だ、恋だの処方箋	榊一迅社	
16132	コミック	人妻特区 volume 1	榊少年画報社	
16133	コミック	あらくさ忍法帖 3	榊白泉社	
16134	コミック	晩花の熱	榊リイド社	

島根県告示第759号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町長福1041、1044、1046

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長福1041・1044（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催す

るので、家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）第3条第2項の規定により公告する。

令和5年11月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（しまね和牛改良科）

2 開催期間

令和6年1月22日（月）から同年2月22日（木）まで

3 受講定員

15名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）、精子生理（雄繁殖生理）、種付けの理論（妊娠と分娩）、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

6 受講資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

7 受講者の調整

(1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和5年12月11日（月）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を申し出ること。

(2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合があること。

ア 家畜人工授精の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものと認められるもの

イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜人工授精の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるもの

(3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、8の受講手続をとること。

8 受講手続

(1) 提出書類

家畜人工授精師養成講習会受講願書

(2) 受講手数料

一般は18,500円分、肉用牛専攻2年生は11,960円分、短期養成コース専攻生は12,480円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

(3) 提出期限

令和5年12月19日(火)

(4) 提出方法

(1)に掲げる書類を、住所地を管轄する家畜保健衛生所に郵送又は持参すること。

9 受講者の決定

書面により願書提出者に通知する。

10 その他

(1) 受講についての問合せは、農林水産部畜産課(0852-22-5137)又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に行うこと。

(2) 開催場所又は開催期間は、やむを得ない理由が生じた時には、変更する可能性があること。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第6号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(平成19年島根県病院局告示第1号)の一部を次のように改正し、令和5年11月18日から施行する。

令和5年11月17日

島根県病院事業管理者 山口修平

脳ドックの項の次に次の2項を加える。

高機能循環器ドック

心臓血管ドック 1回につき 60,000円

脳・心臓血管ドック 1回につき 98,000円

高機能がんドック

子宮がん検査及び乳がん検査を伴わないもの 1回につき 72,000円

子宮がん検査及び乳がん検査を伴うもの 1回につき 90,000円

人間ドックオプション検査料の項中「肝機能検査 1回につき 2,200円」を

「肝機能検査 1回につき 2,200円

脳ドック専用認知症検査 1回につき 8,000円

高機能循環器ドック専用ロックスーインデックス 1回につき 15,000円

高機能がんドック専用

膵臓がん検査 1回につき 30,000円

PET検査

に改める。

薬剤料 1回につき 50,000円

検査料 1回につき 60,000円

子宮体がん検査

組織診 1回につき 22,000円

細胞診 1回につき 6,000円

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月17日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

島根県公安委員会規則第9号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の部第10条の項中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第12条第1項

仮給付金の支給の決定

別表犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の部第13条の項中「第13条」を「第13条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。